

# 放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、放射線業務従事者の安全と健康を確保することの重要性に鑑み、放射線障害防止関係法令の規定に基づき測定され又は記録された放射線業務従事者の業務上受けた放射線の線量（以下「被ばく線量」という。）に関する情報を適正に管理することにより、放射線業務従事者の被ばく線量の把握を容易にし、もって放射線業務従事者の放射線による障害を防止することに資することを目的とするものとすること。

（第一条関係）

## 第二 定義

- 一 この法律において「放射線業務従事者」とは、放射線障害防止関係法令の規定により被ばく線量の測定又は記録が義務付けられている業務（放射線による障害を防止するための緊急を要する作業を含む。以下「測定対象業務」という。）に従事する者をいうものとすること。  
（第二条第一項関係）
- 二 この法律において「放射線障害防止関係法令」とは、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令であつて放射線による障害の防止について定めるものをいうものとすること。  
（第二条第二項関係）

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ③ 医療法
- ④ 薬事法
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、放射線による障害のおそれがある業務に係る事業の規制に関する法律として政令で定めるもの

三 この法律において「被ばく線量測定義務者」とは、次に掲げる者をいうものとすること。

(第二条第三項関係)

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六条第一項に規定する製錬事業者、同法第十六条第一項に規定する加工事業者、同法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者、同法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者、同法第四十三条の七第一項に規定する使用済燃料貯蔵事業者、同法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者、同法第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者、同法第五十五条第一項に規定する使用者、同法第五十七条の八

第三項に規定する核原料物質使用者及び同法第六十条第一項に規定する受託貯蔵者

- ② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十一条第一項に規定する許可廃棄業者及び同法第十五条第一項に規定する許可届出使用者
- ③ 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の管理者
- ④ 薬事法第七条第一項に規定する薬局開設者、同法第十八条第一項に規定する製造販売業者、同条第二項に規定する製造業者及び同法第三十四条第三項に規定する卸売販売業者
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、放射線業務従事者の被ばく線量の測定又は記録が放射線障害防止関係法令の規定により義務付けられている者として政令で定めるもの

### 第三 放射線業務従事者手帳

- 一 原子力規制委員会は、測定対象業務に従事しようとする者に対し、その者の申請に基づき、放射線業務従事者手帳（放射線業務従事者の被ばく線量の把握のために必要な事項を記載する手帳をいう。以下「手帳」という。）を交付するものとすること。 (第三条第一項関係)
- 二 手帳の記載事項、様式及び交付その他手帳に関して必要な事項は、原子力規制委員会規則で定めるも

のとすること。

(第三条第二項関係)

#### 第四 手帳への記載

被ばく線量測定義務者は、放射線業務従事者に係る放射線障害防止関係法令の規定に基づく被ばく線量の測定（直接測定することが困難な場合における推定を含む。第五の一において同じ。）の結果又は記録の内容を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、手帳に記載しなければならないものとすること。

(第四条関係)

#### 第五 被ばく線量の測定結果の報告等

一 被ばく線量測定義務者は、放射線業務従事者に係る放射線障害防止関係法令の規定に基づく被ばく線量の測定の結果又は記録の内容を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その事業を所管する大臣を経由して、原子力規制委員会に報告しなければならないものとすること。（第五条第一項関係）

二 原子力規制委員会は、一による報告に係る情報を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録するものとすること。 （第五条第二項関係）

#### 第六 被ばく線量に関する情報の公表

原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、毎年少なくとも一回、第五の一による報告に係る情報を整理し、これを公表するものとすること。 (第六条関係)

## 第七 罰則

一 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処するものとすること。 (第七条関係)

① 第四による記載をせず、又は虚偽の記載をした者

② 第五の一による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して一の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して一の刑を科するものとすること。 (第八条関係)

## 第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとすること。 (附則第一項関係)

二 政府の措置

政府は、この法律の施行後一年を目途として、手帳に代わるべき放射線業務従事者の被ばく線量の把握のために必要な事項を記録するカードの導入及び測定対象業務に従事したこととなった者に対する健康管理のために必要な措置を講ずるものとすること。 (附則第二項関係)

### 三 調整規定

この法律の施行の日から原子力規制委員会設置法附則第十七条の規定の施行の日の前日までの間における第二の三の①について、必要な調整規定を置くものとすること。 (附則第三項関係)